

七飯町第4期総合保健福祉計画

高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

《平成30(2018)～32(2020)年度》

概要版



平成30年3月
七飯町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

当町では、介護保険制度が施行された平成12年度以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12～14年度）の策定を皮切りに、これまで6期にわたる介護保険事業計画を策定してきました。

第7期介護保険事業計画は、2025年に向けた「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、地域包括ケアシステムを深化させていくための計画として策定します。

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は、「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。

当町においては、道の計画作成指針に則しつつ、介護予防の観点からも、高齢者の保健・福祉・医療分野の連携による総合的な取組が不可欠であることから、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体の計画として策定しています。

3 計画の期間

本計画は平成30（2018）年度～平成32（2020）年度までの3年間を計画期間とします。

平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
高齢者保健福祉計画・ 第6期介護保健事業計画								
		見直し	高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保健事業計画					
					見直し	高齢者保健福祉計画・ 第8期介護保健事業計画		

4 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、七飯町総合保健福祉計画策定委員会設置要綱に基づく、「高齢者保健福祉・介護保険部会」による提言を受け、策定しています。

また、今回見直す計画課題やニーズを把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

平成30年2月には七飯町政策意見提出制度（パブリックコメント制度）実施要綱に基づき、各計画案について住民より意見募集を行いました。

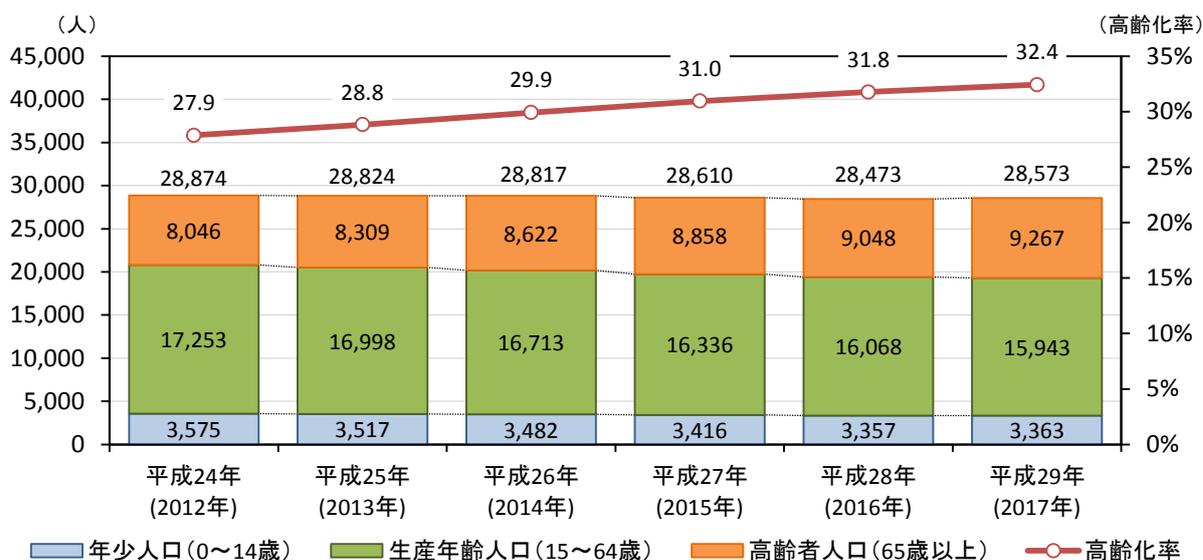
● 当町の高齢者の状況

1 総人口の推移

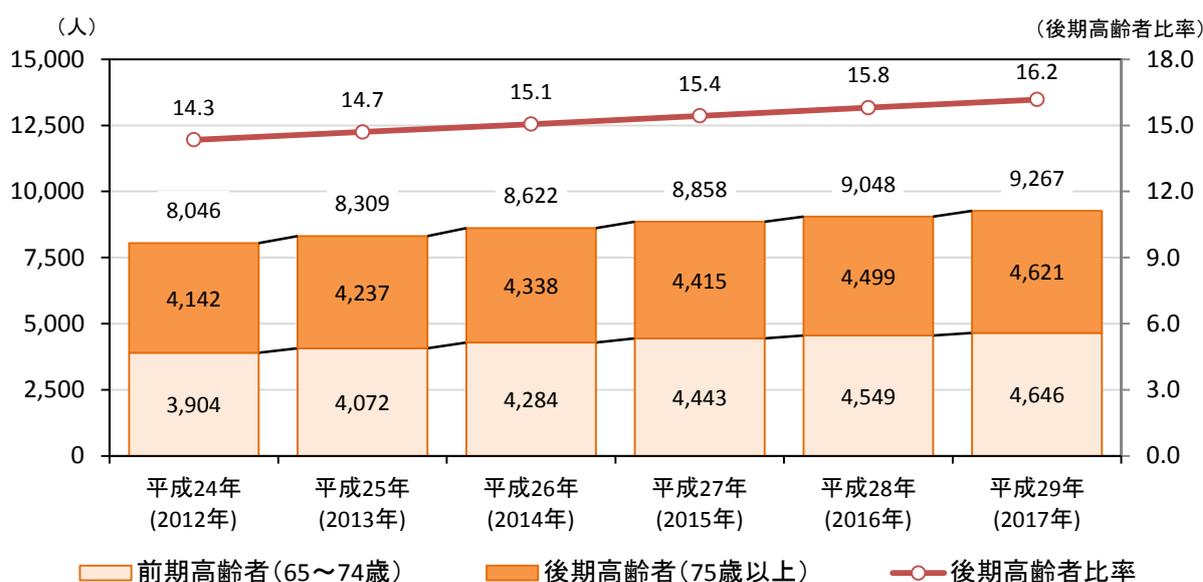
住民基本台帳に基づく本町の総人口は、平成24年以降減少傾向にありましたが、平成29年は増加に転じ28,573人となっています。

高齢者率は年々高くなっており、平成27年に30%を超え、平成29年は32.4%となっています。高齢者の内訳をみると、後期高齢者数も年々増加しており、平成29年の総人口に占める後期高齢者の割合は16.2%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移



■ 高齢者人口の推移



● 計画の基本理念

地域への深い愛着を持つ高齢者にとって、住み慣れたまちで生涯暮らし続けるため、可能な限り自立し、尊厳ある生活を送ることができる、安心な生活環境が求められています。そのためには高齢者を取り巻く家族や、行政など公的機関にとどまらず、住民、町内会などの地域団体、町社協、ボランティア、NPO、サービス事業者をはじめとする地域の構成員による、ともに支え合う連帯の地域社会を築いていく必要があります。

また、人生80年時代にあっては、高齢者は支援される側に立つばかりではなく、高齢者が自ら支援する側に立ち、地域の活力となる必要があります。

このような基本的な考え方に立ち、次の基本理念を掲げ、住民一人ひとりが共有し、その人らしく生き生きとした暮らしができ、ともに生活を続けられるまちの実現をめざします。

－ 基本理念 －

**いつまでも住み慣れた地域で
支え合って 元気に暮らすまちをめざして**

● 推進する施策

基本目標1 生き生きと暮らせるまち

健康は自らがつくるという意識を醸成するとともに、町や地域がその支援を行い、健康寿命の延伸及び生活の質の向上をめざします。また、元気な高齢者ができる限り元気であること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは非常に重要であるため、今後も介護予防の充実に努めていきます。

①健康づくりの推進

- 各種がん検診の推進
- 予防接種の推進
- 生活習慣改善への取組

②介護予防の総合的な推進

- 訪問型・通所型サービスの充実
- サービスの担い手確保に向けた支援
- 介護予防普及啓発事業の充実
- 地域介護予防活動支援事業の推進 など

③多様な活動への参加支援

- 生涯学習の充実
- 軽スポーツの推進
- 老人クラブ活動への支援
- 高齢者のボランティア活動の支援 など



基本目標2 介護が必要になっても大丈夫なまち

高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活が送れるよう、介護保険サービスの円滑な運営や、生活支援のための各種福祉サービスを実施します。また、認知症の方が地域で安心して穏やかに暮らせるため、周囲の理解とともに、家族への支援、地域の協力体制の構築を行います。

① 介護保険サービスの円滑な運営

- 在宅・施設サービスの充実
- 介護・福祉人材確保への支援
- 相談体制の充実
- 介護給付の適正化 など

② 在宅生活の支援

- 外出支援サービス事業
- 生きがい活動通所支援事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 「食」の自立支援事業 など

③ 認知症の支援体制

- 認知症サポーターの育成
- 認知症ケア体制の推進
- 認知症カフェの開設
- SOS ネットワークシステムの推進 など



基本目標3 安心して暮らせるまち

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、地域における医療・介護の関連機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅療養・介護の提供を行うための体制づくりを行います。

① 地域で支え合うシステムづくり

- 介護総合支援センター「安心ななえ」の機能強化
- 地域ケア会議の開催
- 生活支援コーディネーターの育成
- 高齢者見守り活動の推進 など

② 医療体制の充実と介護との連携

- 地域医療体制の構築
- 医療機関・介護サービス事業者のネットワークの構築 など

③ 防災・防犯対策の充実

- 高齢者等要配慮者支援体制の推進
- 災害時等の避難誘導体制の整備
- 消費者被害の防止 など

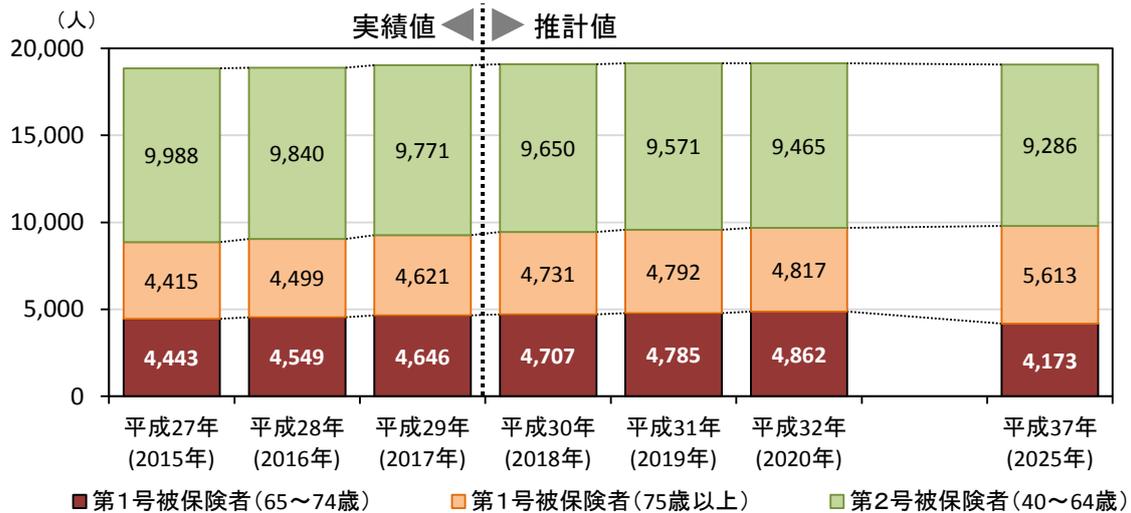


将来推計

1 被保険者数の推計

第1号被保険者数は今後も増加すると予想しており、平成37年度には9,786人になると見込んでいます。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、平成37年度には9,286人となる見込みです。

■被保険者数の推移

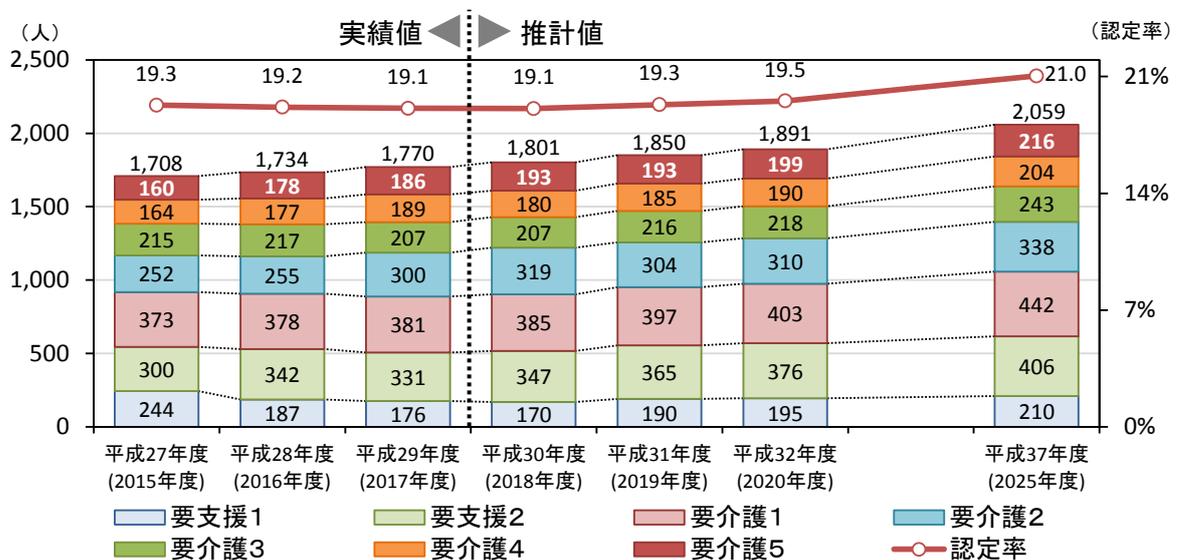


[資料]実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は平成30年度以降も増加傾向が続き、平成37年度には2,059人となる見込みです。また、後期高齢者の増加に伴って要介護認定率は増加傾向に転じ、平成37年度には21.0%になると予想されます。

■要介護認定者数の推計



[資料]実績値：介護保険事業状況報告、推計値：男女年齢階級別認定率による推計

● 介護保険料

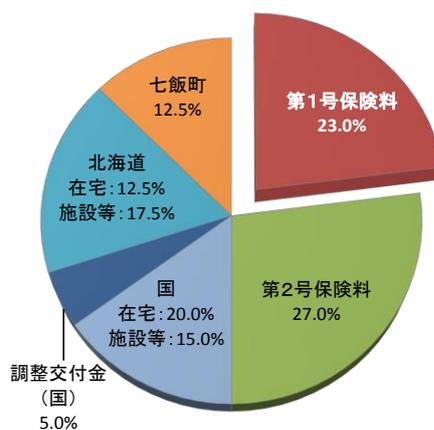
1 介護保険の財源構成について

介護保険の財源は、国、道、町の負担と40歳以上の方が納める介護保険料で賄われており、第7期計画期間の介護給付費に対する第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、介護保険法の改正により22%から23%になります。

今後、七飯町の高齢者人口は増加が見込まれ、それに伴って介護保険サービスに要する費用も増大していくことが予想されます。

そのため、本町では、必要なサービスを確保しつつ、本計画の基本理念である「いつまでも住み慣れた地域で支え合って元気に暮らすまちをめざして」を実現するために、健康づくりや介護予防に重点的に取り組んでいきます。

■ 介護保険の財源構成



2 第1号被保険者の所得段階別保険料

第7期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料（円）	
			年額	月額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.45 (0.50)	30,240 (33,600)	2,520 (2,800)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.75	50,400	4,200
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.75	50,400	4,200
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.90	60,480	5,040
第5段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.00	67,200	5,600
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	80,640	6,720
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上200万円未満	1.30	87,360	7,280
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が200万円以上300万円未満	1.50	100,800	8,400
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が300万円以上	1.70	114,240	9,520

※カッコ内は公費による保険料負担軽減前の値

七飯町第4期総合保健福祉計画
【高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画】



発行：北海道 七飯町
平成 30 年 3 月

〒041-1192 北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号
TEL 0138-65-2514 FAX 0138-65-9280
<http://www.town.nanae.hokkaido.jp/>